様式５

質　疑　応　答　書

令和6年10月23日

美瑛町長　角和　浩幸

次の案件に係る質問に回答します。

工事［業務］名	しろがねダム管理用水力発電所発電余剰電力売却
質　疑　事　項	回　答　事　項
1【環境価値の帰属について】 非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	本施設は、非FIT電源として、非化石価値は、全量受注者に帰属します。
2【発電側課金について】 発電所側でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	「余剰電力売却仕様書第2項(6)託送料金の発電者課金」の通りとなります。
3【通知書類の押印について（契約後）】 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について 電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	電子印で問題ありません。
4【支払条件について】 請求から支払期日までどれくらいを想定されておりますでしょうか。	「余剰電力売却仕様書第2項(6)電力料金の算定及び支払い」の通りとなります。
5【支払方法について】 納付書と請求書どちらのお支払いとなりますでしょうか。 また、落札後、納付書のサンプルは事前にいただくことは可能でしょうか。	請求書により請求となります。
6【発電計画について 発電計画は、発注元から弊社にご提出いただく認識でよろしいでしょうか。	発電計画は、電力供給に関する運用申合書の内容により、美瑛町より提出します。

7【契約書（案）について】 事前にいただくことは可能でしょうか。	入札後、契約内容については事前に確認していただきます。
8【契約書について】 弊社から一般送配電事業者へ発電量調整供給申し込みを行う際に、一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関わる項目に発電者として遵守することを承諾していただく必要がございます。 そのため、契約書に「託送供給等約款を発電者として順守する」という文言を追記いただけますでしょうか。 内容の変更が難しい場合、弊社様式の承諾書に捺印をいただくことは可能でしょうか。	発電者に関わる事項について発電者として遵守することに承諾します。 記入方法については、契約時に協議致します。
	回答年月日　2024 年 10 月 23 日